

佐賀県告示第百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり休止の届出があった。

平成二十二年三月二十六日

佐賀県知事 古 川 康

- 一 休止年月日 平成二十二年三月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 セントケア佐賀株式会社
所在地 佐賀市兵庫南三丁目一番一九号
- 三 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名 称 セントケア小城
所在地 小城市小城町甘地二一七番地一
サービスの種類 居宅介護支援事業